

新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: center;">建設工事等検査要領</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 工事 建設工事、測量、調査、設計、監理等及び工事用物件(契約金額が1件100万円以下のものを除く。)の購入をいう。</p> <p>二 所長委任工事 愛知県財務規則第3条(流域下水道事業にあつては愛知県流域下水道事業財務規則第3条)により支出負担行為を行うことが所長に委任された工事をいう(建設工事で当初設計金額が1件1億5,000万円以上のもの及び調査、設計等の業務で公募型又は簡易公募型のプロポーザル方式並びに公募型又は簡易公募型の競争入札方式により受注者を決定するものを除く。)</p> <p>三 本庁施行工事 本庁において、支出負担行為及び施行をする工事をいう。</p> <p>四 本庁契約工事 所長委任工事及び本庁施行工事以外の工事で、本庁において支出負担行為を行う工事をいう。</p> <p>五 特別検査工事 所長委任工事で、<b>当初</b>契約金額が原則1件8,000万円を超える建設工事をいう。ただし、衣浦港務所及び三河港務所の建設工事にあつては、<b>当初</b>契約金額が1件1,000万円を超えるものをいう。</p> <p>六 契約者 建設工事にあつては請負者を、測量、調査、設計及び監理等(以下「委託業務」という。)にあつては受注者を、工事用物件の購入にあつては納入者を表し、県と契約を締結した者をいう。</p> <p>第3条から第19条 略</p> <p>附則</p> <p>1から15 略</p> <p><u>16 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">建設工事等検査要領</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 工事 建設工事、測量、調査、設計、監理等及び工事用物件(契約金額が1件100万円以下のものを除く。)の購入をいう。</p> <p>二 所長委任工事 愛知県財務規則第3条(流域下水道事業にあつては愛知県流域下水道事業財務規則第3条)により支出負担行為を行うことが所長に委任された工事をいう(建設工事で当初設計金額が1件1億5,000万円以上のもの及び調査、設計等の業務で公募型又は簡易公募型のプロポーザル方式並びに公募型又は簡易公募型の競争入札方式により受注者を決定するものを除く。)</p> <p>三 本庁施行工事 本庁において、支出負担行為及び施行をする工事をいう。</p> <p>四 本庁契約工事 所長委任工事及び本庁施行工事以外の工事で、本庁において支出負担行為を行う工事をいう。</p> <p>五 特別検査工事 所長委任工事で、契約金額が原則1件8,000万円を超える建設工事をいう。ただし、衣浦港務所及び三河港務所の建設工事にあつては、契約金額が1件1,000万円を超えるものをいう。</p> <p>六 契約者 建設工事にあつては請負者を、測量、調査、設計及び監理等(以下「委託業務」という。)にあつては受注者を、工事用物件の購入にあつては納入者を表し、県と契約を締結した者をいう。</p> <p>第3条から第19条 略</p> <p>附則</p> <p>1から15 略</p>